

経営事項審査申請要領

令和 8 年 9 月
山口県土木建築部監理課

目 次

I	経営事項審査について	
1	経営事項審査制度とは	2
2	審査基準日	2
3	審査項目及び基準の概要	2
II	経営事項審査の申請手続	
1	申請の手順	3
2	経営状況分析（Y）	4
3	経営規模等評価（X Z W）及び総合評定値（P）	4
	【参考】総合評定値（P）について	4
	（1）提出書類（知事許可業者の場合）	5
	（2）手数料額	7
	（3）提出方法等	7
4	面接審査の実施について	8
5	審査結果等の通知について	8
6	申請書類等提出先・問い合わせ先	8
III	経営事項審査申請書の記載要領及び記入例	
1	経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【20001帳票】	9
2	工事種類別完成工事高【20002帳票】	15
3	工事種類別完成工事高付表（様式第1号）	19
4	工事経歴書（様式第二号）	22
5	完成工事高整理表（山口県様式第1号）	23
6	技術職員名簿【20005帳票】	24
	【参考】建設業法第7条イ・ロ・ハに該当する者	26
	別表1 建設業の種類別指定学科	26
	別表2 業種別技術職員コード表	27
	【参考】継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）	32
7	技術職員実務経歴調書（山口県様式第2号）	33
8	その他の審査項目（社会性等）【20004帳票】	34
	【参考】労働福祉について	38
	【参考】建設業の経理の状況について	39
	【参考】（様式第4号）CPD単位を取得した技術職員名簿	46
	【参考】（様式第5号）技能者名簿	47
	別表第18（告示第246号）	48
	【参考】（様式第6号）建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	49
	【参考】（様式第7号）「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書	51
9	建設機械保有状況一覧表（山口県様式第3号）	53
	【参考】建設機械のリース契約に関する申出書	55
10	審査手数料貼付書	56
IV	前企業体の承継承認申請	
	（参考）チェックリスト	57

I 経営事項審査について

1 経営事項審査制度とは

経営事項審査とは、建設業法に基づき、建設業者の経営規模や経営状況などの客観的事項について審査する制度です。

国や地方公共団体等多くの公共工事発注者は、入札参加資格の認定を行う際に、経営事項審査の結果を利用していますので、公共工事の入札に参加しようとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。

また、経営事項審査の結果には有効期間(経営事項審査の申請をする日の直前の決算日から1年7か月)がありますので、有効期間に空白を生じさせないためには、**毎事業年度終了後、財務諸表等必要書類が整い次第、できるだけ速やかに申請手続を行う必要があります。**(有効期間が切れている間は、公共工事を発注者から直接請け負うことはできません。)

2 審査基準日

経営事項審査の基準日は、原則として、審査の申請をする日の直前の事業年度の終了日(決算日)です。その前の年度の決算内容では、経営事項審査を受けることはできません。

なお、事業開始直後や法人になったばかりで決算を迎えていない建設業者や合併をした建設業者等の審査基準日については、土木建築事務所に御相談ください。

3 審査項目及び基準の概要

次の各審査項目の数値に基づき、国土交通大臣が定めた一定の基準によりそれぞれの評点を算定します。

項目区分	審査項目	項目区分ごとの点数	ウェイト
①経営規模 (X_1 、 X_2)	・完成工事高 (直前2年又は直前3年の平均完成工事高のいずれかを選択した上で業種別に審査)	X_1 の点数 最高点 (1,000億円以上) 最低点 (1,000万円未満) 2,309 397	0.25
	・自己資本額 ・平均利益額	X_2 の点数 最高点 2,280 最低点 454	0.15
②経営状況 (Y)	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー ・利益剰余金	Y の点数 最高点 1,595 最低点 0	0.20
③技術力 (Z)	・技術職員数(業種別) ・元請完工高(業種別)	Z の点数 最高点 2,441 最低点 456	0.25
④その他の 審査項目 (社会性等) (W)	・建設業の営業継続の状況 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理の状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ・建設工事の担い手育成及び確保に関する取り組みの状況	W の点数 最高点 2,073 最低点 -788	0.15

注1) 許可業種別に審査し、総合評定値を算出しますが、業種ごとに数値が異なる審査項目は上表の太枠部分です。その他の項目は、一の建設業者全体について審査する事項であるため、業種にかかわらず共通の点数となります。

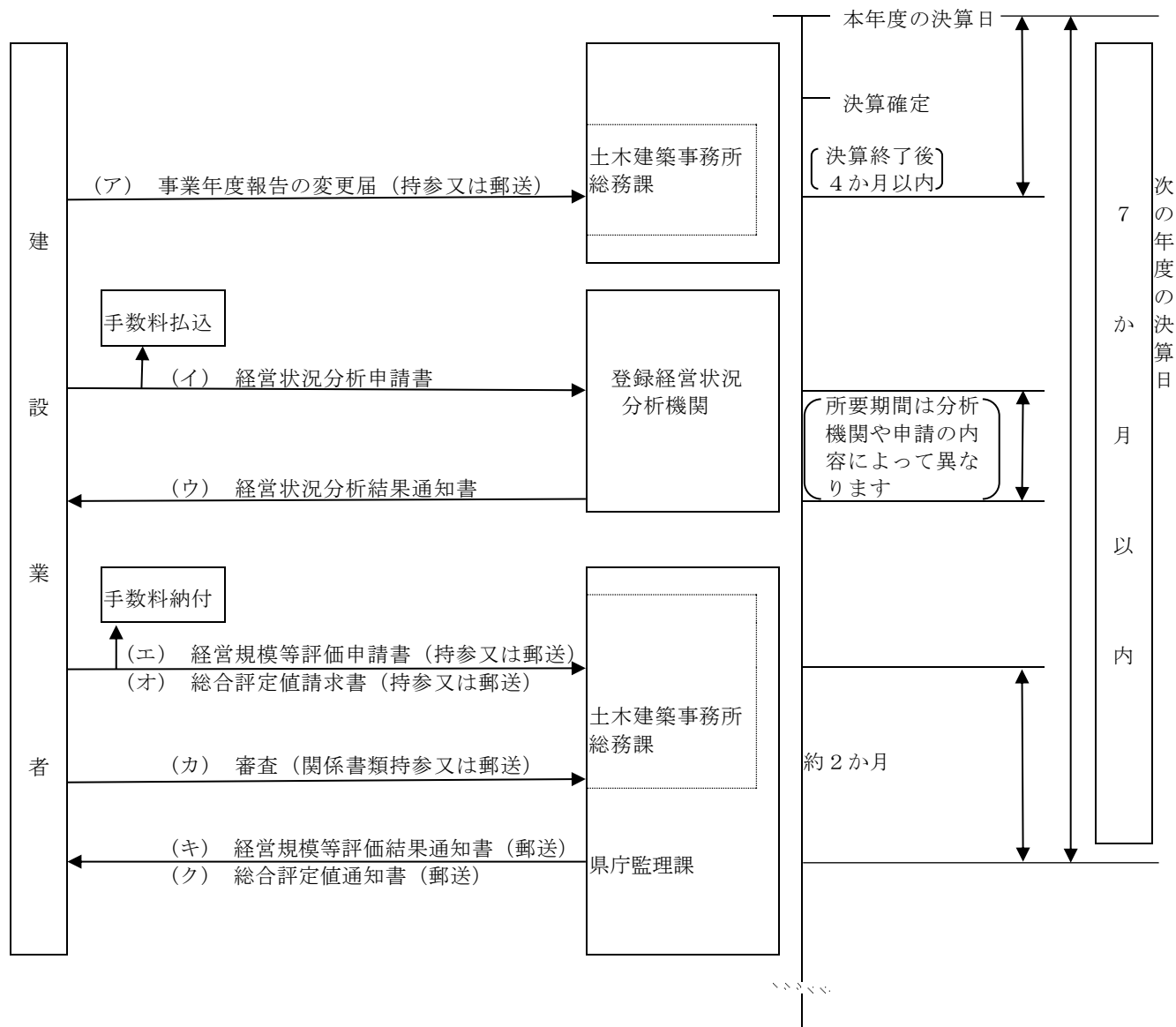
注2) 項目区分ごとの評点については、計算上の最高点・最低点です。

注3) 自己資本額は、審査基準日現在の自己資本額又は直前2期の各事業年度末における平均自己資本額のいずれかを選択。また、技術職員数は、審査基準日現在の技術職員数をいいます。

注4) Y については国土交通大臣が登録した「登録経営状況分析機関」が審査を行い、 X_1 、 X_2 、 Z 及び W については許可行政庁が審査を行います。

Ⅱ 経営事項審査の申請手続

1 申請の手順



注意事項（重要）

- 1 表の所要期間はあくまで標準的なものであり、申請の内容や時期によっては長くなる場合もあります。
- 2 決算後7か月以内に、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)及び(キ)まで終了していないと、公共工事の発注者から直接請け負うことができない場合があります。
したがって、決算後できるだけ早いうちに(ア)、(イ)及び(エ)の手続をすませる必要があります。
- 3 経営規模等評価申請書の提出(エ)の際には、事業年度報告の変更届の提出(ア)が完了していることが必要です。
- 4 経営規模等評価申請書の提出(エ)及び総合評定値請求書の提出(オ)は同時に行うことができます。この場合、通知書(キ)及び(ク)は同一のものを使用します。
- 5 経営規模等評価単独の申請の場合でも、申請(エ)から通知(キ)まで約2か月かかります。
また、総合評定値単独の請求の場合でも、請求(オ)から通知(ク)まで約1か月かかります。
- 6 経営状況分析申請書の提出(イ)と経営規模等評価申請書の提出(エ)の順序は問いませんが、総合評定値請求書の提出(オ)は経営状況分析結果通知書(ウ)の原本が必要となります。

2 経営状況分析（Y）

国土交通大臣の登録を受けた登録分析機関が、国土交通大臣が定めた審査基準により経営状況の分析を行い、その結果を通知します。

（1）提出書類

- ・経営状況分析申請書（様式第25号の11）
- ・直前3年分の財務諸表等（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類）
 - ・土木建築事務所に提出する事業年度報告の変更届出書と同一のもの。
 - ・消費税及び地方消費税の経理処理方法が税抜経理により作成されたもの。
 - ・前年の審査において、同一の登録機関に対して既に前審査対象営業年度及び前々審査対象営業年度に係るものを提出している場合は、提出済のものについて提出が免除される場合がある。
- ・直前3年分の兼業事業売上原価報告書（様式第25号の12）（兼業売上がある場合）
- ・その他登録経営状況分析機関が必要と認める書類

（2）申請方法及び手数料等

各登録経営状況分析が申請の方法、手数料等を定め公示することとされていますので、詳細は直接分析機関あてに御確認ください。

3 経営規模等評価（XZW）及び総合評定値（P）

許可行政庁が、国土交通大臣が定めた審査基準により技術者、完成工事高及びその他の項目について審査を行い、通知します。

また、総合評定値については、建設業者の請求により、許可行政庁が計算を行い、通知します。なお、請求には、経営状況分析（Y）結果通知書の原本（コピー不可）が必要です。

【参考】総合評定値（P）について

$P = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$ で求められる数値ですが、建設業法に基づく総合評定値の通知は許可行政庁のみが行います。

X_1 ：経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事高に係るもの

X_2 ：経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額及び利益額に係るもの

Y：経営状況分析の結果に係る数値

Z：経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数及び元請完成工事高に係るもの

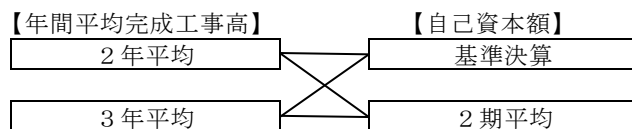
W：経営規模等評価の結果に係る数値のうち、 X_1 、 X_2 、Y及びZ以外に係るもの

総合評定値の請求は経営規模等評価申請と別々に行うこともできますが、その場合、総合評定値の通知が遅くなります。経営規模等評価と同一の用紙であわせて請求できますので、できる限り同時に請求してください（総合評定値のみの請求でも手続に1か月程度要しますので、急に必要になった場合であってもすぐに通知書が入手できない可能性があります。御注意ください。）。

なお、国や山口県など、多くの公共工事の発注者は、総合評定値に基づき入札参加資格者の等級区分を決定していますので、公共工事の入札参加資格審査を申請しようとする建設業者は、原則、許可行政庁に対し、総合評定値の計算を請求する必要があります。

（1）提出書類（知事許可業者の場合）

経営規模等評価申請の種類は下図の組合せのように4通りあります。希望される種類を選択し申請してください。



○申請種類

4通りの申請種類の中から組合せの中から、該当する記号を選び、次ページの表にしたがって申請書及び添付書類を作成してください。

- ア 2年平均完成工事高 → 基準決算自己資本
イ 2年平均完成工事高 → 2期平均自己資本
ウ 3年平均完成工事高 → 基準決算自己資本
エ 3年平均完成工事高 → 2期平均自己資本

No.	申請書及び添付書類 【帳票番号】	申請種類				区分
		ア	イ	ウ	エ	
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 【20001】	○	○	○	○	全
2	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（消費税及び地方消費税抜きで記入） 【20002】	○	○	○	○	XZW
3	その他の審査項目（社会性等） 【20004】	○	○	○	○	XZW
4	技術職員名簿（審査基準日における技術職員について作成したもの） 【20005】	○	○	○	○	XZW
5	経営状況分析結果通知書（原本） 【10006】	○	○	○	○	P
6	今年度の経営規模等評価結果通知書の写し ※経営規模等評価申請と総合評定値請求を同時に行う場合は不要	△	△	△	△	P
7	工事経歴書（2年分）（消費税及び地方消費税抜きで記入）【（許可）様式第二号】 ※審査対象事業年度及びその前年度について、事業年度の変更届出書等において提出している場合はその年度のものは省略可。	△	△	△	△	XZW
8	完成工事高整理表（2年分） （消費税及び地方消費税抜きで記入） ※申請しようとする業種について、直前の審査基準日（前回の審査基準日をいう。）で山口県で審査を受けている場合、前年分は省略可。 【山口県様式第1号】	△	△	△	△	XZW
9	工事種類別完成工事高付表（2年平均の場合は2年分、3年平均の場合は3年分） 【様式第1号】 ※申請しない業種の完成工事高のうち、類似する申請業種に合算する場合のみ添付。詳細はP19参照。	△	△	△	△	XZW
10	技術職員実務経歴調書 【山口県様式第2号】	△	△	△	△	XZW
11	建設機械保有状況一覧表 【山口県様式第3号】	△	△	△	△	XZW
12	建設機械のリース契約に関する申出書 【参考様式】 ※審査基準日から1年7ヶ月以内に満了するリース契約がない場合は提出不要	△	△	△	△	XZW
13	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ※加入者のみ添付	△	△	△	△	XZW
14	① 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し ② 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等） ※防災協定締結業者のみ添付。	△	△	△	△	XZW
15	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 【様式第3号】 （常時10名以上の労働者を使用する事業者の場合は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し）	△	△	△	△	XZW
16	監査証明書の写し、会計参与報告書の写し、公認会計士、税理士であって国土交通大臣が指定する研修を受講した者及び1級登録経理試験合格者並びに1級登録経理講習を受講した翌年度から5年経過しない者等が作成し、署名した確認書	△	△	△	△	XZW
17	CPD単位を取得した技術者名簿 【様式第4号】 ※申請要領P46で定義する「技術者」に該当する者がいる場合には提出が必要 ※ただし、申請業者においてCPD単位取得数もレベル向上者もない場合は提出不要	△	△	△	△	XZW
18	技能者名簿 【様式第5号】 ※申請業者においてCPD単位取得数もレベル向上者もない場合は提出不要 （レベル向上者がいなくてもCPD単位取得数がある場合は提出必要）	△	△	△	△	XZW
19	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 【様式第6号】	△	△	△	△	XZW
20	「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書 【様式第7号】	△	△	△	△	XZW
21	直前3年の各事業年度における工事施工金額 【（許可）様式第三号】 （消費税及び地方消費税抜きで記入） ※土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事については各内訳工事のPC工事、法面処理工事及び鋼橋上部工事を記入したもの。	○	○	○	○	XZW
22	① 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の工事経歴書の写し ※事業年度の変更届出書等において提出している場合は省略可。 ② 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の完成工事高整理表の写し ※過去に山口県で審査済みの業種については省略可	×	×	△	△	XZW

23	直前の審査基準日の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査結果通知書)の写し ※省略する場合は、面接審査(P8)の際、以下の書類を持参すること (申請種類イ、エの場合) ① 直前の審査基準日の自己資本額を確認するため、直前の審査基準日の事業年度報告の変更届書の控え及び確定申告書の写し等を持参すること (申請種類ウ、エの場合) ② 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の完成工事高を確認するため、審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の事業年度報告の変更届書の控え及び確定申告書の写し、元帳等を持参すること	×	△	△	△	XZW
24	審査手数料貼付書	○	○	○	○	全

注1) 上記表において、○印は必要書類、△印は場合によって省略可能な書類、×印は提出を要しない書類です。

なお、申請・請求等の区分による提出を要する書類は下の表のとおりです

申請・請求等の区分	提出を要する書類(上記表の「区分」欄の記載)
経営規模等評価+総合評定値	全、XZW、P
経営規模等評価のみ	全、XZW
総合評定値のみ	全、P

(2) 手数料額

業種数	手数料額(円)			業種数	手数料額(円)		
	経営規模等評価+総合評定値	経営規模等評価のみ	総合評定値のみ		経営規模等評価+総合評定値	経営規模等評価のみ	総合評定値のみ
1	11,000	10,400	600	16	48,500	44,900	3,600
2	13,500	12,700	800	17	51,000	47,200	3,800
3	16,000	15,000	1,000	18	53,500	49,500	4,000
4	18,500	17,300	1,200	19	56,000	51,800	4,200
5	21,000	19,600	1,400	20	58,500	54,100	4,400
6	23,500	21,900	1,600	21	61,000	56,400	4,600
7	26,000	24,200	1,800	22	63,500	58,700	4,800
8	28,500	26,500	2,000	23	66,000	61,000	5,000
9	31,000	28,800	2,200	24	68,500	63,300	5,200
10	33,500	31,100	2,400	25	71,000	65,600	5,400
11	36,000	33,400	2,600	26	73,500	67,900	5,600
12	38,500	35,700	2,800	27	76,000	70,200	5,800
13	41,000	38,000	3,000	28	78,500	72,500	6,000
14	43,500	40,300	3,200	29	81,000	74,800	6,200
15	46,000	42,600	3,400				

(3) 提出方法等

	知事許可業者
提出部数	2部（正本1・写し1（土木事務所控え））
綴じる順番	前ページの表No.1～No.24の順番で綴じる
綴じ方	左側横をステープラで綴じる
提出窓口	主たる営業所の所在地を管轄する土木建築事務所総務課（P8参照）
提出方法	内容について説明できる者が持参又は郵送 ※郵送提出で、申請者控えに受付印を求める場合は、返信用封筒及び返信用切手もご提出ください。
提出先	山口県知事

【申請手数料の納付方法】

①～③いずれかの方法により納付してください。

①山口県収入証紙（R8.9月末で販売終了、R9.3月末まで使用可）

- ・審査手数料貼付書の所定の位置に貼付してください。

②新たな納付方法（窓口納付）（R8.10月～）

- ・「山口県手数料等(POS)納付連絡票」をご準備の上、収納窓口で納付してください。
- ・収納窓口で交付される「納付済証」を、審査手数料貼付書（新たな納付方法用）の所定の位置に貼付してください。

③新たな納付方法（電子納付）（R8.10月～）

- ・「やまぐち電子申請サービス」から申請フォームに従い、申請情報を入力し納付手続を行ってください。

※申請は紙申請又は電子申請(JCIP)により行ってください。

HP（収入証紙廃止後の手数料納付方法について）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/347994.html>

4 面接審査の実施について

知事許可業者の場合、経営規模等評価申請書が土木建築事務所で受理されると、面接審査を希望する場合は約1か月以内に申請の内容についての面接審査を実施します。審査の日時、場所及び持参帳簿類等については、土木建築事務所から別途通知します。

面接審査は、提出された申請書の記載内容を関係帳簿及び関係資料と照合して行いますから、審査当日には、必ず、責任を持って内容について説明、回答ができる者が帳簿類を持参又は郵送してください。

面接審査ではなく書面審査を希望する場合は、下記の帳簿類を土木建築事務所あてに郵送してください。

関係書類が不備の場合や内容について説明できない場合は、再度審査を行うことがあります。

審査当日持参又は郵送する帳簿類・・・「チェックリスト」P57～P61を参照してください

5 審査結果等の通知について

知事は、面接審査が終了すると、約1か月後にその審査結果について、「経営規模等評価結果通知書」をもって申請者にお知らせします。

また、総合評定値の請求もあわせて行った場合は、「総合評定値通知書」を「経営規模等評価結果通知書」と同一の用紙であわせてお知らせします。

なお、申請者は「経営規模等評価結果通知書」及び「総合評定値通知書」を紛失した場合、再発行の請求はできませんが、通知書の写しについて請求することができます。

※ 総合評定値の請求のみが行われた場合、結果の通知は請求書の受理から約1か月後となります。

6 再審査の申立について

経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合、評価の結果の通知を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます。

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り、申請時の書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰するものについては、再審査の対象とはなりません。

※ 登録経営状況分析機関が行った経営状況分析は再審査の対象には含まれません。

※ 令和8年7月施行の改正について、建設業法施行規則第20条第2項に基づく再審査の対象であるため、改正前の評価基準で審査を受けた者に限り、令和8年7月1日から令和8年10月28日まで再審査を申し立てることができます。

7 申請書類等提出先・問合せ先

(1) 主たる営業所所在地を所管する県土木建築事務所 総務課 (知事許可業者提出先、知事許可業者問合せ先)

土木事務所	事務所の所在地	所管する市町
岩国土木建築事務所	岩国市三笠町1-1-1 TEL0827-29-1540	岩国市、和木町
柳井土木建築事務所	柳井市南町3-9-3 TEL0820-22-0396	柳井市、周防大島町、上関町、 田布施町、平生町
周南土木建築事務所	周南市毛利町2-38 TEL0834-33-6471	下松市、光市、周南市
防府土木建築事務所	防府市寿町7-1 防府市役所本館6階 TEL0835-22-0634	山口市、防府市
宇部土木建築事務所	宇部市琴芝町1-1-50 TEL0836-21-7125	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関土木建築事務所	下関市貴船町3-2-1 TEL083-223-7101	下関市
長門土木建築事務所	長門市東深川1875-1 TEL0837-22-2920	長門市
萩土木建築事務所	萩市江向河添沖田531-1 TEL0838-22-0043	萩市、阿武町

Ⅲ 経営事項審査申請書の記載要領及び記入例

記入上の注意

- ① 各申請書等の□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□
12のように右詰め（ただし、電話番号は左詰め）で、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工
業□□のように左詰めで記入すること。
なお、カラム内の文字等を訂正する場合、訂正印は押さないこと。
- ② 完成工事高及び請負代金の額は、必ず消費税及び地方消費税を抜いた額を記入すること。

1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001帳票）

- ア 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長
北海道開発局長、
知事」
「国土交通大臣
知事」
「般
及び
特」
については、不要のものを消すこと。
- イ 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- ウ 太線の枠内には記入しないこと。
- エ 02「申請時の許可番号」の欄の
「大臣
知事」
コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について国
土交通大臣許可は00、山口県知事許可は35と記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字
を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も
古いものについて記入すること。
- オ 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合
についてのみ記入すること。
- カ 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（下記ク項番06
の表2の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるとき
は、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和4年1月31日であれば04年01月31日のように、カ
ラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- キ 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

ク 06 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(表1)

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和7年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和8年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和7年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和7年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和8年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和8年3月31日)より前の日(令和7年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、次の表の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。なお、いずれにも該当しない場合は空欄とすること。

(表2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(合併後第1期経審)
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき(合併時経審)
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(譲渡後第1期経審)
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき(譲渡時経審)
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき(会社更生法・民事再生法等による手続中の会社の評価)
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合(外国建設業者の属する企業集団の評価)
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合(グループ評価)
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合(持株会社化経審)
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(分割後第1期経審)
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき(分割時経審)
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

ケ 〇 7「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合のみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合は記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定をうけたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

コ 〇 8「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナを記入しないこと。

サ 〇 9「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

（例 株 甲 建 設
乙 建 設 有 限 公 司

法人の種類	株式会社	特例有限会社	合名会社	合資会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合
略号	(株)	(有)	(名)	(資)	(合)	(同)	(業)	(企)

シ 1 〇「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

ス 1 1「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

セ 1 2「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

ソ 1 3「主たる営業所の所在地」の欄には、セにより記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 霞 が 関 2 － 1 － 1 3 のように記入すること。

タ 1 4「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 － 5 2 5 3 － 8 1 1 1 のように記入すること。

チ 1 5「許可を受けている建設業」の欄は、申請時（審査基準日ではない。）に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

ツ 1 6「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）についてチの表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること（「1」や「2」が記入されることはない。）。

テ 1 7「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 1,234,000 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

ト **1** **8**「利益額（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

ナ **1** **9**「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

ニ **2** **0**「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば**0****0****0****0****0****1**のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

ヌ 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

不要なものを2本線で消す

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
 総合評定値請求書

令和 7 年 4 月 1 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。

~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
 北海道開発局長
 山口県 知事 殿

申請者 山口市滝町1-1
 滝町建設工業株式会社
 代表取締役 山口 建

行政庁側記入欄	項 番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	15-20
大臣許可は「00」、山口県知事許可は「35」を記入			
申請時番号	02	大臣知事コード 35 国土交通大臣 許可(一般) 第 09999 号	許可年月日 令和 04 年 01 月 01 日
前回の申請時番号	03	大臣知事コード 国土交通大臣 許可(一般) 第 号	許可年月日 令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 06 年 10 月 31 日	前回の申請時の許可番号と異なる場合のみ記入
申請等の区分	05	1	経営規模等評価申請及び総合評定値請求は「1」を記入
処理の区分	06	00	12か月ごとに決算を完結した場合は「00」、それ以外はコード表を参照
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 資本金額又は出資総額 3,000 (千円)	法人番号 1234567890123
商号又は名称のフリガナ	08	タ キ マ チ ケ ン セ ツ コ ウ ギ ヨ ウ	
商号又は名称	09	滝 町 建 設 工 業 (株)	濁音又は半濁音を表す文字については、前の文字を併せて1文字として扱う
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ヤ マ グ チ ケ ン	
代表者又は個人の氏名	11	山 口 建	姓と名の間は1カラム空けて記入
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	35203	市町名は省略 目・番・号はハイフン「-」を用いて記入
主たる営業所の所在地	13	滝 町 1 - 1	
郵便番号	14	753-8501	電話番号 083-933-3629
申請時に許可を受けている建設業について、一般建設業の場合は「1」、特定建設業の場合は「2」を記入	15	212211221122	市外局番・局番・電話番号はそれぞれハイフン「-」で区切り、左詰めで記入
許可を受けている建設業	16	9999999999999999	経営規模等評価等の申請等を行う建設業に「9」を記入

2 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（20002帳票）

注意事項

- ① 一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を二以上の種類に分割又は重複計上することはできません。
- ② 建設工事の請負でないものは、完成工事高に計上できません。
(例) せん定、草刈り、伐採、除雪、清掃、保守点検管理(部品の交換等)、検査、管理委託にかかる売上
常用や人工出しなどの労働者派遣事業にかかる売上
商品売上
船舶、自動車、鉄道車両に関する工事高
自家用固定資産の新設・増設のための工事高（自社社屋等）
建売住宅の販売額
- ③ 次に掲げる事例に該当する場合は、事前に土木建築事務所に御相談ください。
 - ・ 審査基準日からさかのぼって3年以内に営業年度の変更を行った等により、12か月に満たない決算期がある場合
 - ・ 審査基準日からさかのぼって3年以内に他の建設業者を吸収合併したり、建設業を譲り受けた沿革を有する場合

ア **③①**「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(ア) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合

自令和07年04月～至令和08年03月

(イ) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合

自令和07年04月～至令和08年03月

(ウ) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和7年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和8年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和07年04月～至令和08年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和7年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和7年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和07年01月～至令和07年12月

(エ) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和8年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和07年10月～至令和08年03月

(オ) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和8年3月31日）より前の日（令和7年11月1日）に申請するとき

自令和7年10月～至令和00年00月

イ **③①**「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間をアの例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間をアの例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

ウ **③②**「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄は「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、**3 1**で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高は審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

エ **3 3**「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事をそれぞれ記入すること。

オ **3 4**「合計」の欄は、完成工事高においては、**3 2**及び**3 3**に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

カ この用紙は審査対象建設業に係るウのコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

キ 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば**1,234,000**のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

工事種類別完成工事高

工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 0 3 年 1 1 月 至 0 5 年 1 0 月	自 0 5 年 1 1 月 至 0 6 年 1 0 月	2 (1. 2 年平均) 2. 3 年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	R4 年 11 月 ~ R5 年 10 月	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	R3 年 11 月 ~ R4 年 10 月	
	左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入すること		左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入すること
業 種 コード	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)
3 2 0 1 0	6 1 0 1 5 4 4	16 8 5 0 0 0	26 8 3 2 0 1
記載要領のコード表より 記入すること (以下 同じ)	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 (千円)
	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	元 請 完 成 工 事 高 (千円)
土木一式工事	98,286	80,000	36 6 5 0 0 0
	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	
	104,802	90,000	
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	内訳の専門工種は 0 円でも記 入すること
	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	
PC工事	24,200	12,000	
	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	
	41,000	20,000	
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
端数切捨て	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	
	49,898	35,000	
	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	
建築一式工事	51,407	45,000	
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	
電気工事	25,900	20,000	
	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	
	34,500	30,000	
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
その他	3 5 10	13 15 20	23 25 30
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	33 35 40
最後の用紙のみ記入	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業年度	
その他 工事	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業年度	
合計	3 4	13 15 20	23 25 30 33 35 40

用紙毎に記載されている工事種類別
完成工事高について契約後VEに係
る評価の特例の利用の有無を記載す
ること

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

項 番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 7 年 9 月 10 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 11 年 13 月 15 年 17 月 19 月 計算基準の区分 (1. 2年平均) (2. 3年平均)
左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入すること		
業 種 コード 3 2 0 9 0	完 成 工 事 高 (千円) 6 10 15 1 1 1 0 0 工事の種類 管工事 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 8,900 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 13,300	元 請 完 成 工 事 高 (千円) 16 20 25 4 0 0 0 元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5,000
3 2 2 0 0	6 10 15 2 1 5 4 2 工事の種類 機械器具設置工事 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 19,998 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 23,086	16 20 25 1 0 5 0 0 元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 9,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 12,000
3 2 2 3 0	6 10 15 1 5 2 9 7 工事の種類 造園工事 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 14,293 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 16,301	16 20 25 1 3 0 0 0 元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 12,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 14,000
3 2	6 10 15 工事の種類 工事 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	16 20 25 元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 3 その他	3 5 10 0 工事の種類 その他 工事 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	13 15 20 0 元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
3 4 合 計	3 5 10 2 3 0 3 3 5 3 5 10 15 20 1 9 3 5 0 0	23 25 30 35 40 7 5 3 0 33 35 40 1 5 3 0 0 0

用紙毎に配載されている工事種類別完成工事高について契約後VEに係る評価の特例の利用の有無を記載すること

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

3 工事種類別完成工事高付表（様式第1号）

ア 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業に係る建設工事の年間平均完成工事高をその内容に応じて、当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができる。

ただし、この場合、一式工事業の年間平均完成工事高に含めた一式工事業以外の建設業については、審査対象建設業にすることはできないので注意すること。

元請についても、完成工事高と同様の取扱とする。

〔例〕

	許可業種	完 成 工事高	う ち 元 請	経営規模等評価 対 象 業 種	完成工事高	うち元請	可 否	
例 1	土 木(A)	20,000	20,000	A	34,000	26,000	○	
	建 築(B)	15,000	15,000		(A 20,000)	(A 20,000)		
	とび・土工(C)	10,000	4,000		(C 10,000)	(C 4,000)		
	管 (D)	1,000	1,000		(E 4,000)	(E 2,000)		
	舗 装(E)	4,000	2,000	B	16,000	16,000		
	計	50,000	42,000		(B 15,000)	(B 15,000)		(D 1,000)
				計	50,000	42,000		
例 2	土 木(A)	20,000	20,000	A	34,000	26,000	×	
	建 築(B)	15,000	15,000		(A 20,000)	(A 20,000)		
	とび・土工(C)	10,000	4,000		(C 10,000)	(C 4,000)		
	管 (D)	1,000	1,000		(E 4,000)	(E 2,000)		
	舗 装(E)	4,000	2,000	B	16,000	16,000		
	計	50,000	42,000		(B 15,000)	(B 15,000)		(D 1,000)
				C 申請不可	0	0		
				計	50,000	42,000		
例 3	土 木(A)	20,000	20,000	A	31,000	24,000	○	
	建 築(B)	15,000	15,000		(A 20,000)	(A 20,000)		
	とび・土工(C)	10,000	4,000		(C 7,000)	(C 2,000)		
	管 (D)	1,000	1,000		(E 4,000)	(E 2,000)		
	舗 装(E)	4,000	2,000	B	19,000	18,000		
	計	50,000	42,000		(B 15,000)	(B 15,000)		(C 3,000)
				計	50,000	42,000		

イ 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができる。

ただし、この場合、他の建設業の完成工事高に含めた建設業については、審査対象建設業にすることはできないので注意すること。

元請工事について、それぞれ完成工事高と同様の取扱とする。

〔例〕

	許可業種	完成工事高	うち元請	経営規模等評価対象業種	完成工事高	うち元請	可否
例 4	管 (D)	10,000	5,000	D	13,000	6,500	○
	水道施設(F)	2,000	1,000		(D 10,000)	(D 5,000)	
	消防施設(G)	3,000	500		(F 2,000)	(F 1,000)	
	(その他)	0	0		(G 1,000)	(G 500)	
	計	15,000	6,500		(G 2,000)	(G 0)	
				計	15,000	6,500	
例 5	管 (D)	10,000	5,000	D	13,000	6,500	×
	水道施設(F)	2,000	1,000		(D 10,000)	(D 5,000)	
	消防施設(G)	3,000	500		(F 2,000)	(F 1,000)	
	(その他)	0	0		(G 1,000)	(G 500)	
	計	15,000	6,500		(G 2,000)	(G 0)	
				G 申請不可			
				計	15,000	6,500	

ウ ア、イの申出をした場合でも工事経歴書（様式第二号）は建設工事の種類ごとの請負代金の額を記入し（事業年度終了の変更届も建設工事の種類ごとに作成）、完成工事高整理表（山口県様式第一号）は、申出の額にしたがって作成すること。

また、前回の申請で審査対象建設業とせずに他の業種に合算した場合で、今回の申請ではそれぞれ個別に審査対象建設業とする場合には、前年度の工事種類別完成工事高はそれぞれ個別に分けて記載すること。

なお、次の申出をしようとする場合（例3の事例）は、その申出の額をそのまま、別記様式第1号に記載するものとする。

（ア）一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする場合。

（イ）一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても（ア）と同様の方法により計算して申し出ようとする場合。

工事種類別完成工事高付表

申請者 滝町建設工業株式会社

経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高（積み上げ後）		左に含める完成工事高	
土木一式工事	31,000千円	土木一式工事	20,000千円
（うち元請）	24,000千円	（うち元請）	20,000千円
		とび・土工・コンクリート工事	7,000千円
		（うち元請）	2,000千円
		舗装工事	4,000千円
		（うち元請）	2,000千円
建築一式工事	25,000千円	建築一式工事	15,000千円
（うち元請）	18,000千円	（うち元請）	15,000千円
		とび・土工・コンクリート工事	8,000千円
		（うち元請）	2,000千円
		管工事	2,000千円
		（うち元請）	1,000千円

注）申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

4 工事経歴書（様式第二号）

事業年度終了後に提出する変更届出書や業種追加申請等において新しい様式第二号を作成し、提出した場合は、その事業年度については省略できる。

※記載については、許可申請の手引きを参照

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者			請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	千円	千円	着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
〇〇市	元請	JV	市道〇〇線 法面処理工事	山口県〇〇市	大村 慎一	レ			27,333	27,333	令和 5年12月 令和 6年2月
山口県	元請		県道〇〇線 道路標識設置工事	山口県〇〇町	品川 紀夫	レ			4,100		令和 6年5月 令和 6年6月
									千円	千円	令和 年 月 令和 年 月
〇〇×建設	下請		〇×ビル基礎工事	山口県〇〇市	広沢 恭平	レ			5,400		令和 6年4月 令和 6年6月
〇〇△△工務店	下請		△△川改修工事の内掘削工事	山口県〇〇町	木戸 勝彦	レ			4,415		令和 6年10月 令和 6年10月
〇〇開発㈱	元請		〇〇社宅 外構工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ			3,200		令和 5年11月 令和 5年12月
〇〇開発㈱	下請		〇〇アパート改築工事の内足場仮設工事	山口県〇〇市	広沢 恭平	レ			2,200		令和 6年1月 令和 6年2月
〇〇×建設	下請		県道〇〇線 側溝工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ			2,100		令和 6年2月 令和 6年3月
〇〇〇土木	下請		市道〇〇線 カッター工事	山口県〇〇市	木戸 勝彦	レ			2,000		令和 5年11月 令和 5年12月
〇〇×建設	下請		A部新築工事の内基礎工事	山口県〇〇市	木戸 勝彦	レ			1,985		令和 6年2月 令和 6年3月
〇〇×建設	下請		△△社宅 足場仮設工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ			1,977		令和 6年7月 令和 6年7月
〇〇開発㈱	下請		国道〇〇号 側溝工事	山口県〇〇市	広沢 恭平	レ			1,855		令和 6年7月 令和 6年7月
K・K	下請		K部車止め設置工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ			1,777		令和 6年3月 令和 6年3月

小 計	12件	58,342千円	27,333千円	うち 元請工事	34,633千円	27,333千円
合 計	42件	78,730千円	27,333千円	うち 元請工事	43,499千円	27,333千円

5 完成工事高整理表（山口県様式第1号）

ア この表は、別紙1「工事種類別完成工事高」（20002）に記載の工事の種類別に作成すること（P19～P21の申出をした場合、申出の額によって作成すること。）

イ 審査基準日の決算（基準決算）について、記載された請負代金の額の合計が、完成工事高に係る請負代金の額の合計の概ね7割を超えるところまで、元請下請に関わらず、請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高）の大きい順に記載すること。ただし、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な工事（1件税込み500万円未満の工事）については、10件を超えて記載することを要しない。
※そのうち、契約書等によって確認を行うのは上位3件とする。

ウ 記載は、1つの請負契約の単位とし、複数の請負契約に係る建設工事の完成工事高を1つにまとめて記載することはできない。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割または重複して記載することはできない。

エ 前年度経営事項審査を受けていない場合は、2年度分又は3年度分（別業で）作成すること。

オ 「番号」の欄は、工事ごとに番号を付し、この番号により契約書・請書・注文書等を整理しておくこと。

カ 「注文者」の欄には、請負契約の相手方の商号・名称又は氏名（下請の工事については直接注文を受けた相手方の商号・名称）を記入すること。

キ 「元請・下請」の欄の「元請」とは、建設工事の最初の注文者（発注者）から請け負ったものをいう。

ク 「工事名」の欄は、工事内容がわかるよう具体的に工事の名称を記入すること。

ケ 「完成工事高」の欄は、千円単位で記入し、請負金額に変更があった場合には、変更後の金額とすること。

また、工事進行基準による場合は、その工事の最終契約額をかつ書きの2段書きすること。

コ 「下請発注状況」の欄には、下請に発注した金額が1件あたり100万円以上の工事について、1件ごとに下請代金の額及び工事内容を記入すること。

サ 記入対象外の工事については、「その他工事〇〇件」と記入し、その合計金額を「完成工事高」の欄に記入すること。

シ 記入対象工事が多い場合は、2枚以上の用紙を使用すること。この場合、「その他工事〇〇件」及び「合計」については、最終用紙にのみ記入すること。

注：工事名等によらず、工事内容に即した業種に分類して計上してください。

完成工事高整理表

(6年度)

滝町建設工業(株)

(建設工事の種類)電気 工事

申請者

代表取締役 山口 建

番号	注文者	元請・下請	工事名	完成工事高 (千円)	着工年月	下請代金(千円)
					完成年月	下請工事の内容
1	山口県	元請	〇〇〇線道路改良工事に 伴う電気設備工事	6,500	6年 5月	1,800
					6年 8月	建柱工事
					年 月	1,454
					年 月	足場工事
2	〇〇〇建設(株)	下請	〇〇川河川改修 (照明設備)		下請に発注した金額が一件あたり100万円以上の工事について、1件ごとに下請代金の額及び工事の内容を記載する。	
3	(株)〇〇建設	下請	ビジネスホテル〇△新築工事に伴う電気工事	2,100	6年 5月	1,000
					6年 8月	空調設備工事
4	〇◇食品(株)	元請	〇◇食品(株)電気系統工事	1,625	6年 6月	
					6年 7月	
5	(財)▲■総合公園管理協会	元請	▲■総合公園照明施設設置工事	1,500	6年 7月	
					6年 7月	
6	(株)★デパート	元請	★デパート電気工事	1,425	6年 5月	
					6年 6月	
7	▼◆マンション管理組合	元請	▼◆マンション照明改修工事	1,300	6年 6月	
					6年 6月	
8	●○工務店	下請	N邸新築工事に伴う電気工事	1,116	6年 7月	
					6年 7月	
9			K邸新築時工事に伴う電気工事	1,000	6年 6月	
					6年 6月	
10			B邸電気工事	995	6年 月	
					6年 月	
			その他工事 8 件	1,786	記入対象工事が多い場合は、2枚以上の用紙を使用すること。「その他工事」及び「合計」については最終用紙にのみ記載すること。	
			合 計	22,197		

6 技術職員名簿（20005帳票）

- ア この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号から第3号までに該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に2までとする。
- イ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- ウ 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- エ 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- オ 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- カ 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
0 1	土木工事業	1 1	鋼構造物工事業	2 1	熱絶縁工事業
0 2	建築工事業	1 2	鉄筋工事業	2 2	電気通信工事業
0 3	大工工事業	1 3	舗装工事業	2 3	造園工事業
0 4	左官工事業	1 4	しゅんせつ工事業	2 4	さく井工事業
0 5	とび・土工工事業	1 5	板金工事業	2 5	建具工事業
0 6	石工事業	1 6	ガラス工事業	2 6	水道施設工事業
0 7	屋根工事業	1 7	塗装工事業	2 7	消防施設工事業
0 8	電気工事業	1 8	防水工事業	2 8	清掃施設工事業
0 9	管工事業	1 9	内装仕上工事業	2 9	解体工事業
1 0	タイル・れんが・ブロック工事業	2 0	機械器具設置工事業		

- キ 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- ク 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- ケ 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。
- コ 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

審査基準日以前1年以内に技術職員となった者に○を記入する。
(例) 審査基準日が平成26年12月31日の場合
平成27年1月1日の直前1年以内に掲載可能となった新規技術職員について記入する。

技術職員名簿

項番
数 8 1 0 0 1 頁

審査基準日現在の満年齢を記入する。
※満年齢の計算について
「年齢計算に関する法律」より年齢は誕生日の前日に加算されるので計算時は留意すること。

(用紙A4)
2 0 0 0 5

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		長門 三郎	昭和61 年 3 月 1 日	32	8 2 2 0	0 0 2	2	10				0
2	○	下関 大悟	昭和56 年 6 月 6 日	36	8 2 0 1	2 1 4	2	0 9	2 7 0	2		20
3		岩国 花子	昭和38 年 8 月 8 日	54	8 2 0 1	2 1 4	2	0 0	0 0 2	2		0
4		周防 太郎	昭和25 年 10 月 10 日	67	8 2 0 1							0
5		山口 健	昭和21 年 2 月 12 日	72	8 2 0 1							0
6					8 2							
7					8 2							
8					8 2							
9												
10												
11												
12					8 2							
13					8 2							
14					8 2							
15					8 2							
16					8 2							
17					8 2							
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30					8 2							

【重要】技術職員名簿作成時のお願い

名簿への記載順番は、生年月日順（若い順）に記入してください

『若年技術職員の継続的な育成及び確保』

若年技術職員の人数 ÷ 技術職員の人数 = ○○% ≥ 15% → 【該当】

『新規若年技術職員の育成及び確保』

新規若年技術職員の人数 ÷ 技術職員の人数 = ○○% ≥ 1% → 【該当】

技術職員1人につき2業種まで記入可
(2業種の考え方)

- ・1資格から2業種選択する場合
(例) 土木施工管理技士→土木・とび土工
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- ・2資格から1業種ずつ選択する場合
(例) 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築

審査基準日時点において在籍し、かつ、審査基準日以前に6ヶ月を超える(6ヶ月と1日以上)恒常的な雇用関係がある技術職員を記入する。

○審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係の期間計算は以下のとおり。

(1) 審査基準日(決算日)から6ヶ月前の前日以降に雇用された職員。

(2) 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。

(審査基準日が9月30日の場合: 9月30日の6ヶ月前は4月1日となり、その日から1日遡った3月31日からの雇用が必要)

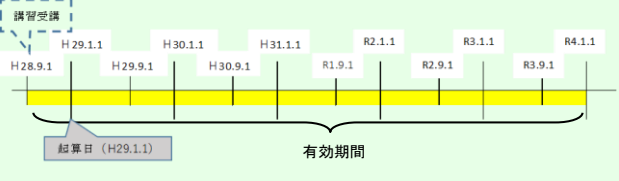
「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者等)

② 監理技術者資格者証の交付を受けていること

③ 法第26条の4から6の規定による講習を、受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの



高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいるときは、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)」を添付すること。
(なお、常時10名以上の労働者を使用する事業者の場合は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しの添付も必要。)

【参考】建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当する者

- (イ) 審査を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科（別表1）を修めたもの
- 審査を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科（別表1）を修めたもの
- 審査を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で、国土交通省令に規定する学科（別表1）に合格した後5年以上実務の経験を有する者。
- 審査を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、専門学校卒業程度検定規程による検定で国土交通省令に規定する学科（別表1）に合格した後3年以上実務の経験を有する者。
- (ロ) 審査を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、10年以上実務の経験を有する者
- (ハ) 国土交通大臣が(イ)又は(ロ)に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者（有資格者）

別表1 建設業の種類別指定学科

建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表2 業種別技術職員コード表 1/4

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）

「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1o」…1点（実務経験5年）

コード		建設業の種類																																
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
005	令第29条該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
111	1級建設機械施工管理技士	5	5				5	5								5																		
212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2				2	2								2																		
113	1級土木施工管理技士	5	5			1※	5	5	5	1※			1※	5	5	1※	5	5			5	1※			1※		1※		5		1※	5		
11H	1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※	1※	1※			1※	1※			1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	
214	2級土木施工管理技士			土	木	2	2		1o	2	2	2	1o		1o	2	2	1o	2	2			1o	1o		1o		1o		2		1o	2	
21J	2級土木施工管理技士補			土	木				1o	1o	1o	1o	1o		1o		1o	1o			1o	1o		1o		1o		1o		1o	1o	1o	1o	
215	2級土木施工管理技士								1o	1o	1o	1o	1o		1o		1o	1o			2	1o		1o		1o		1o		1o	1o	1o	1o	
21K	2級土木施工管理技士補								1o	1o	1o	1o	1o		1o		1o	1o			1o	1o		1o		1o		1o		1o	1o	1o	1o	
216	2級土木施工管理技士								1o	2	2	1o	1o		1o		1o	1o			1o	1o		1o		1o		1o		1o	1o	1o	1o	
21L	2級土木施工管理技士補								1o	1o	1o	1o	1o		1o		1o	1o			1o	1o		1o		1o		1o		1o	1o	1o	1o	
120	1級建築施工管理技士					5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5			5	5	5	5	1※	5			5	1※	1※	1※	5		
12C	1級建築施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	
221						2	1o	1o	1o	1o	1o	1o		1o		1o				1o	1o	1o	1o	1o	1o			1o	1o	1o	1o	2		
222	2級建築施工管理技士					2	1o	2	2	1o	1o			2	2	2	2			1o	1o	1o	1o	1o	1o			1o	1o	1o	1o	2		
223						2	2	1o	1o	2	2			2		1o				2	2	2	2	1o	2			2	1o	1o	1o	1o		
22D	2級建築施工管理技士補					1o	1o	1o	1o	1o	1o			1o		1o				1o	1o	1o	1o	1o	1o			1o	1o	1o	1o	1o		
127	1級電気工事施工管理技士									5														1※						1※				
12E	1級電気工事施工管理技士補																							1※						1※				
228	2級電気工事施工管理技士									2															1o					1o				
22F	2級電気工事施工管理技士補																								1o					1o				
129	1級管工事施工管理技士										5				1※		1※	1※						1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※		
12G	1級管工事施工管理技士補														1※		1※	1※						1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※		
230	2級管工事施工管理技士										2				1o		1o	1o						1o	1o			1o	1o	1o	1o	1o		
23A	2級管工事施工管理技士補														1o		1o	1o						1o	1o			1o	1o	1o	1o	1o		
131	1級電気通信工事施工管理技士																									5								
232	2級電気通信工事施工管理技士																									2								
133	1級造園施工管理技士					1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※				1※	1※		1※		1※	5	1※	1※	1※	1※	1※		
13D	1級造園施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※				1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※		
234	2級造園施工管理技士					1o	1o	1o	1o	1o			1o		1o		1o				1o	1o		1o		1o	2	1o	1o	1o	1o	1o		
23E	2級造園施工管理技士補					1o	1o	1o	1o	1o			1o		1o		1o				1o	1o		1o		1o	1o	1o	1o	1o	1o	1o		
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

建設業法（技術検定）

別表2 業種別技術職員コード表 2/4

	コード		建設業の種類																																	
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	銅	橋	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建築士法	137	1級建築士			5	5				5			5	5	5									5												
	238	2級建築士			2	2				2			2											2												
	239	木造建築士					2																													
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5				5	5		5							5	5									5							5	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5					5	5		5		5	5				5	5									5						5	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5					5	5																										
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）										5																	5							
	145	機械・総合技術監理（機械）																								5										
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											5													5										
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）											5																				5			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											5																	5		5				
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5						5	5										5															
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																												5						
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5							5	5																		5						
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											5																							
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																					5		
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																					5	5	
電気工事士法	155	第1種電気工事士									2																									
	256	第2種電気工事士									1																									
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）									1																									
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																										1								
	235	工事担任者																											1							
水道法	265	給水装置工事主任技術者									1																									
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	銅	橋	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		

別表2 業種別技術職員コード表 3/4

	コード	建設業の種類																															
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
消 防 法	168 甲種 消防設備士																															2	
	169 乙種 消防設備士																															2	
職 業 能 力 開 発 促 進 法	171 建築大工（1級）				2																												
	271 建築大工（2級）				1																												
	164 型枠施工（1級）				2	2	2																										
	264 型枠施工（2級）				1	1	1																										
	172 左官（1級）				2																												
	272 左官（2級）				1																												
	157 とび・とび工（1級）					2	2																									2	
	257 とび・とび工（2級）					1	1																									1	
	173 コンクリート圧送施工（1級）					2	2																										
	273 コンクリート圧送施工（2級）					1	1																										
	166 ウェルポイント施工（1級）					2	2																										
	266 ウェルポイント施工（2級）					1	1																										
	174 冷凍空調機器施工・空調設備配管（1級）										2																						
	274 冷凍空調機器施工・空調設備配管（2級）										1																						
	175 給排水衛生設備配管（1級）										2																						
	275 給排水衛生設備配管（2級）										1																						
	176 配管・配管工（1級）										2																						
	276 配管・配管工（2級）										1																						
	170 建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2	2									2													
	270 建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1	1									1													
	177 タイル張り・タイル張り工（1級）											2																					
	277 タイル張り・タイル張り工（2級）											1																					
	178 築炉・築炉工・れんが積み（1級）											2																					
	278 築炉・築炉工・れんが積み（2級）											1																					
	179 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）								2		2																						
	279 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）								1		1																						
	※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	180 石工・石材施工・石積み（1級）							2																								
		280 石工・石材施工・石積み（2級）							1																								
		181 鉄工・製罐（1級）											2	2																			
		281 鉄工・製罐（2級）											1	1																			
		182 鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）															2																
		282 鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）															1																
		183 工場板金（1級）																			2												
		283 工場板金（2級）																			1												
		184 板金・建築板金・板金工（1級）（注4）								2											2												
		284 板金・建築板金・板金工（2級）（注4）								1											1												
		185 板金・板金工・打出し板金（1級）																			2												
		285 板金・板金工・打出し板金（2級）																			1												
		186 かわらぶき・スレート施工（1級）								2																							
		286 かわらぶき・スレート施工（2級）								1																							
		187 ガラス施工（1級）																			2												
		287 ガラス施工（2級）																			1												
		188 塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																				2											
		288 塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																				1											
		189 建築塗装・建築塗装工（1級）																				2											
		289 建築塗装・建築塗装工（2級）																				1											

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

別表2 業種別技術職員コード表 4/4

コード	建設業の種類																				
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗
190	金属塗装・金属塗装工（1級）																				2
290	金属塗装・金属塗装工（2級）																				1
191	噴霧塗装（1級）																				2
291	噴霧塗装（2級）																				1
167	路面標示施工																				2
192	畳製作・畳工（1級）																				2
292	畳製作・畳工（2級）																				1
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																				2
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																				1
194	熱絶縁施工（1級）																				2
294	熱絶縁施工（2級）																				1
195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																				2
295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																				1
196	造園（1級）																				2
296	造園（2級）																				1
197	防水施工（1級）																				2
297	防水施工（2級）																				1
198	さく井（1級）																				2
298	さく井（2級）																				1
061	地すべり防止工事							1	1												1
040	基礎ぐい工事							2	2												
062	建築設備士										1	1									
063	計装										1	1									
060	解体工事																				2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他	099 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗

※解体工事の技術者資格要件について

- ・1級土木施工管理技士（コード113）
- ・2級土木施工管理技士（土木）（コード214）
- ・1級建築施工管理技士（コード120）
- ・2級建築施工管理技士（建築）（コード221）
- ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード222）

①平成28年度以降の合格者は、その合格をもって解体工事業の資格も有する。

②平成27年度以前の合格者が解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

- ・技術士（建設・総合技術監理「建設」）（コード141）
- ・技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」
- ・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」）（コード142）

解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

備考

- 1 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数
- 2 職業能力開発促進法に基づく2級技能検定合格後に必要な実務経験年数は、平成16年4月1日時点で合格している場合は、1年で可
- 3 次のコードについては、以下のことに注意すること。

005 : 主任技術者有資格者であって、かつ、以下のいずれかに該当する者

土木一式工事、舗装工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は土木施工管理とするものに合格していること
建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建築施工管理とするものに合格していること
とび・土工・コンクリート工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理とするものに合格していること
石工事、鋼構造物工事、塗装工事、解体工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木施工管理又は建築施工管理とするものに合格していること
電気工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格していること
管工事	一級の第一次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格していること
しゅんせつ工事、水道施設工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木工事施工管理とするものに合格していること
電気通信工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格していること
造園工事	一級の第一次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格していること
全業種共通	建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当すること

235 : 工事担任者資格者証は、「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の両方を受けた者、又は「総合通信」の交付を受けた者に限られます。（令和3年4月1日以降に①工事担任者試験に合格した者、②工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを終了した者、③②と同等以上の知識及び技能を有すると総務大臣が認定した者の①～③のいずれかの者に限られます。）

176, 276 : 職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

181, 281 : 昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

182, 282 : 昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格したものに限られます。

184, 284 : 屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。建築板金とするものにあつては、選択科目を「内外装板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

188, 288 : 昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

195, 295 : 昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

040 : 平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者については「登録基礎ぐい工事試験」を合格した者とみなします。

060 : 平成17年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までに実施された解体工事施工技士試験に合格した者については「登録解体工事試験」を合格した者とみなします。

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、
下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを
証明します。

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

住所 山口市滝町1-1
商号又は名称 滝町建設工業株式会社
代表者氏名 山口 建

[illegible]

1 「地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

- 32

7 技術職員実務経歴調書（山口県様式第2号）

ア 技術職員名簿の「有資格区分コード」の欄に、別表2「業種別技術職員コード表」（P27～P30）において合格・卒業後の実務経験を要するコードを記入した者について、技術職員名簿の記載順に記入すること。

ただし、今回の審査基準日の直前の審査基準日における経営事項審査（以下、前回という。）を受審している場合は、以下の者についてのみ記入すること。

① 今回の技術職員名簿から新たに掲載され、技術職員実務経歴調書の記載が必要な者

② 前回の技術職員名簿から業種コードを変更し、技術職員実務経歴調書の記載が必要な者

イ 「最終学校名」「専攻学科名」の欄には技術職員の有資格コードが「001」である場合のみ記入すること。

なお、「専攻学科名」の欄には、建設業の種類別指定学科に関するもの（別表1、P26）のみ記入すること。

ウ 「免許・資格」の欄には、建設工事に関し法令による免許又は技術・技能の認定を受けた旨を記入すること。

エ 「実務経歴」の欄には、経験年月数に見合う期間について、純粋に建設工事に従事した職種及び地位を具体的に記入すること。

オ 「備考」の欄には、別表2「業種別技術職員コード表」の資格コードを記入すること。

山口県様式第2号

（用紙A4）

技術職員実務経歴調書

申請者

氏名	最終学校名	実務経歴	経 験 年 月 数	備考
	専攻学科名			
	免許・資格			
	取得年月日			
			年	
			月	
	年 月 日			
			年	
			月	
	年 月 日			
			年	
			月	
	年 月 日			
			年	
			月	
	年 月 日			
			年	
			月	
	年 月 日			

記載要領

- 1 技術職員名簿の有資格区分コード欄に、別表4業種別技術職員コード表において合格・卒業後の実務経験を要するコードを記入した者について、技術職員名簿記載順に記入すること。
- 2 「専攻学科名」の欄は、建設業の種類別指定学科に関するもののみ記入すること。
- 3 「免許・資格」の欄は、建設工事に関し法令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた旨に記載すること。
- 4 「実務経歴」の欄は、最近のものから順次記載し、純粋に建設工事に従事した職種及び地位を記載すること。
- 5 「備考」の欄には、別表2技術者資格区分表の資格コードを記入すること。

8 その他の審査項目（社会性等）

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☐ ☐ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐ ☐ ☐ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 3 ☐ ☐ ☐ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4 ☐ ☐ ☐ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 ☐ ☐ ☐ 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6 ☐ ☐ ☐ 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 7 ☐ ☐ ☐ 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 8 ☐ ☐ ☐ 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この8において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 9 ☐ ☐ ☐ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 10 ☐ ☐ ☐ 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 11 ☐ ☐ ☐ 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 12 ☐ ☐ ☐ 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負つた工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

- 13 **5** **2**「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。
- 14 **5** **3**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 15 **5** **4**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 16 **5** **5**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 17 **5** **6**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 20 **5** **9**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 21 **6** **0**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 22 **6** **1**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 23 **6** **2**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 25 **6** **4**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 26 **6** **5**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

その他の審査項目（社会貢献）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無

項番 4 1 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

項番 4 2 1 [1.有、2.無]

項番48、49、50
審査基準日において、認定取消または辞退がなされておらず、各認定を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類）により、厚生労働省認定企業として認められている場合は、それぞれの認定種類に応じて番号を記入する。

新規若年技術職員の育成及び確保

項番 4 5 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数

項番 4 6 3 7 5 (単位)

技能レベル向上者数

項番 4 7 3 2 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

項番 4 8 1 [1.えろぼし認定（1段階目）、2.えろぼし認定（2段階目）、3.えろぼし認定（3段階目）、4.プラチナえろぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

項番 4 9 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

項番 5 0 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

項番 5 1 1 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

項番 5 2 1 [1.有、2.無]

項番46:【必要に応じて「様式第4号」を提出すること】

(CPD単位取得数)2005帳票及び様式第4号に記載した単位数の総計

※取得単位数がない場合は「0」を記入する

(技術者数) 2005票及び様式第4号に記載した者の総計

※CPD単位取得数や技能向上者数がない場合も記入すること

項番47:【必要に応じて「様式第5号」を提出すること】

(技能レベル向上者数)様式第5号に記載したレベル向上の有無の「○」の総数

※技能レベル向上者がいない場合は「0」を記入

(技能者数) 様式第5号に記載した者の総計

※CPD単位取得数や技能向上者数がない場合も記入すること

(控除対象者数)様式第5号に記載した控除対象者の総計

※控除対象者がいない場合は「0」を記入する

技術者数 11 15 8 (人)

技能者数 9 10 6 (人) 控除対象者数 15 20 0 (人)

建設業の営業継続の状況

営業年数 審査基準日において、自主宣言制度の宣言を行っており、
『様式第7号「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書』
で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っていることを誓約している
場合は「1」を記入。該当しない場合は「2」を記入。

民事再生

様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置」
を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」の提出内容に応じて、「1」ま
たは「2」を記入。該当がない場合は「3」を記入する

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和 40年 11月 12日	年 月 日	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

項番 5 5 1 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

項番 5 6 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無

項番 5 7 2 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

項番 5 8 4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数

項番 5 9 3 0 (人)

二級登録経理試験合格者等の数

項番 6 0 3 0 (人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）

項番 6 1 3 0 (千円)

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、
2期平均の額を記入 それ以外の場合は、「0」を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

項番 6 2 3 1 1 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

項番 6 3 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無

項番 6 4 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無

項番 6 5 1 [1.有、2.無]

項番63:審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合は「1」を記入すること。（認証範囲内に建設業が含まれていないもの及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く）
項番64:審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合は「1」を記入すること。（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く）
項番65:審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合は「1」を記入すること。（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く）

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況										
建設業 当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入	1	1	[1. 有、2. 無]							
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	2	1	[1. 有、2. 無]						
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	3	1	[1. 有、2. 無]						
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	4	1	[1. 該当、2. 非該当]						
新規若年技術職員の育成及び確保	4	5	1	[1. 該当、2. 非該当]						
CPD単位取得数	4	6							7	5 (単位)
技能レベル向上者数	4	7							2	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4	8	1	[1. えるばし認定、2. えるばし認定、3. えるばし認定]						
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4	9	1	[1. くるみん認定]						
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	0	1	[1. ユースエー]						
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	1	1	[1. 「全ての職」]						
建設技能者を大切に企業の自主宣言制度の宣言の有無	5	2	1	[1. 有、2. 無]						
建設業の営業継続の状況										
営業年数	5	3							5	4 (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	4	2	[1. 有、2. 無]						
防災活動への貢献の状況										
防災協定の締結の有無	5	5	1	[1. 有、2. 無]						
法令遵守の状況										
営業停止処分の有無	5	6	2	[1. 有、2. 無]						
指示処分の有無	5	7	2	[1. 有、2. 無]						
建設業の経理の状況										
監査の受審状況	5	8	4	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]						
公認会計士等の数	5	9							0	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6	0							0	(人)
研究開発の状況										
研究開発費 (2期平均)	6	1							0	(千円)
建設機械の保有状況										
建設機械の所有及びリース台数	6	2							1	1 (台)
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況										
エコアクション21の認証の有無	6	3	1	[1. 有、2. 無]						
ISO9001の登録の有無	6	4	1	[1. 有、2. 無]						
ISO14001の登録の有無	6	5	1	[1. 有、2. 無]						

小数点第2位以下切り捨て

技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)
5	2	40.0 (%)

新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)
1	20.0 (%)

技術者数 11 8 (人)

技能者数 8 6 (人)

控除対象者数 10 0 (人)

項番44: 審査基準日において、2005年度に記載のある満35歳未満の技術職員の数が、技術職員総計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入
 ○「技術職員数 (A)」の欄には2005年度に記載した技術職員の合計人数を記入
 ○「若年技術職員数 (B)」の欄には、2005年度に審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を記入
 ○「若年技術職員の割合 B/A」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表示、記入

項番45: 審査基準日において、2005年度に記載のある満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入
 ○「新規若年技術職員数 (C)」の欄には、2005年度に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を記入

初めて許可 (登録) を受けた年月日	休業等期間	備考 (組織変更等)
令和 40年 11月 12日	年 月 日	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入
 「再生計画又は更生計画認可日」には、H23.4.1以降の申立てに係る日付を記入

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

以下の区分により記入 (審査基準日時点)
 「1」…会計監査人の設置を行っている場合 (監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合)
 「2」…会計参与の設置を行っている場合 (会計参与報告書が作成されている場合)
 「3」…項番59に計上した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出している場合
 「4」…上記以外

項番60: 2級登録経理試験合格者並びに2級登録経理講習を受講した翌年度から5年経過しない者

項番59: 公認会計士、税理士であって国土交通大臣が指定する研修を受講した者及び1級登録経理試験合格者並びに1級登録経理講習を受講した翌年度から5年経過しない者 (常勤)

【参考】労働福祉について

項目	問い合わせ先
1 建設業退職金共済制度	独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部 建退共山口県支部 電話 083-924-9466
2 退職一時金制度	・独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 電話 03-6907-1234 ・商工会議所、商工会、商工会連合会 ・山口県中小企業団体連合会 ・その他特定退職金共済団体
3 企業年金制度	厚生年金基金 ・年金事務所（上記参照） ・各種厚生年金基金 適格退職年金 ・信託会社 ・生命保険会社 確定給付企業年金（基金型・規約型） ・信託会社 ・生命保険会社 確定拠出年金（企業型のみ）
4 法定外労働災害補償制度	（公財）建設業福祉共済団 電話 03-3591-8451 （一社）全国建設業労災互助会 電話 03-3256-0506 （一社）山口県建築協会（建設労災共済） 電話 083-922-5687 山口県建設業協同組合連合会（建設労災共済会） 電話 083-925-7770 萩阿武建設協同組合（建設労災共済会） 電話 0838-25-2526 損害保険会社 その他

【参考】建設業の経理の状況について

監査証明の例

独立監査人の監査報告書

令和×年×月×日

〇〇株式会社取締役会御中

〇〇 監査法人

公認会計士〇〇〇〇

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③不適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計参与報告

〇〇株式会社会計参与〇〇〇〇

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること
- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。

総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等

総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。

研究開発費の会計処理

有価証券の時価評価の方法

以上

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、
の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
 第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
 変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
 基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
 に関する確認項目の対象に 内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は
 名称、確認の対象と
 なる決算期の期間と
 期を記入。

次頁以降の「別添 建設業の
 経理が適正に行われたこと
 に係る確認項目」を様式第 2
 号に添付すること。

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

常勤の役員又は使用人である以下の
 者が自署する
 公認会計士、税理士であって国土交
 通大臣が指定する研修を受講した者
 及び 1 級登録経理試験合格者並びに
 1 級登録経理講習を受講した翌年度
 から 5 年経過しない者
 【経過措置 R5. 3. 31 まで】
 H29. 3. 31 以前に 1 級の登録経理試験
 に合格した者

年 月 日

商号又は名称
 所属・役職

氏 名

以上

記載要領

「 地方整備局長
 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
 知事」

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（ 全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

【様式第4号の記載対象となる「技術者」がない場合】又は
【項番46,47の「CPD単位取得数」及び「レベル向上者数」が「0」の場合】には提出不要

(A4)

年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	山口 太郎	H2.1.1	30
2	萩 次郎	S53.5.1	25

【技術者】

CPD単位の取得の有無にかかわらず、審査基準日時点に従事する職員のうち、技術職員名簿（20005帳票）に計上できる者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係にあり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤の役員及び事業主を含む）を記入

※20005帳票と重複はしない

【各技術者のCPD単位】

(審査基準日前1年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数) ÷ (告示第246号別表18のCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値) × 30の数値を記載

※上限30単位とする

※計上できるのは、1名につき1団体分の単位のみ

(例) 山口太郎の場合 (一財) 建設業振興基金で25単位取得している

$$25 (\text{単位}) \div 12 (\text{別表第18}) \times 30 = 62.5 > 30 \rightarrow 30$$

(例) 下関次郎の場合 (公社) 土木学会で42単位取得している

$$42 (\text{単位}) \div 50 (\text{別表第18}) \times 30 = 25.2 > 30 \rightarrow 25 (\text{小数点以下切り捨て})$$

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)	55
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)	20
CPD単位総計 (①+②)	75

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

様式第5号

CPD単位取得数又はレベル向上者数がある場合は提出が必要です。

審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により最上位の区分（レベル4）に該当する者の数

評価を受けていない者
については空欄

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	長門 三郎	S61.3.1		無	
2	下関 大悟	S56.6.6	R2.5.31	有	
3	岩国 花子	S38.8.8	R1.7.31	有	
4	山口 太郎	H2.1.1		無	
				無	
				無	

「技能者」を記載

技能者とは、
審査基準日時点で従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿（施工体制台帳の添付書類）を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載された者を記入（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）。
※審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係にあり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤の役員及び事業主を含む）であることが必要

A：審査基準日時点で稼働している工事に係る施工体制台帳に添付される作業員名簿（氏名、生年月日、年齢・職種・医療保険、年金及び雇用保険等の加入等の状況がわかるもの）で確認

※【技能者名簿の総数≧A】であることを確認

審査基準日前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数

例：審査基準日：R2.10.31
判定日：R2.5.31
レベル：2
の場合「有」

合計	※【技能者名簿の総数≧A】であることを確認		2（人）	0（人）
----	-----------------------	--	------	------

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以降に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する当該建設業に属する建設業に従事する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

それぞれの合計を記入
(-20004帳票項番47)

別表第18（告示第246号）	
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般財団法人交通工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

※CPDSは（一社）土木施工管理技士会連合会が実施するCPDです。

情報共有に関する同意書

決算期の期間（審査基準日以前1年間）

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

申請日

年 月 日

[illegible]

代表者氏名

該当の数字を記入

軽微な工事等を除く日本国内における建設工事であって、審査基準日以前1年以内に発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した建設工事について記載（施工期間等）は関係ない。

申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の（十）に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

宣言書の宣言日を記入
(審査基準日以前に宣言していること)

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日
付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/~~行っている~~）ことを誓約しま
す。

不要なものを消す

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一
般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を
行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

不要なものを消す

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
山口県 知事 殿

申請日

年 月 日

該当の記号を記入（AまたはB）

- A：審査基準日時点で取組開始日が到来していな
い者において、取組開始日以降は当該自主宣
言の取り組みを行う場合
- B：審査基準日時点で取組開始日が到来している
者において、当該自主宣言の取り組みを行っ
ている場合

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

記載要領

- 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

9 建設機械保有状況一覧表（山口県様式第3号）

ア その他の審査項目（社会性等）の「建設機械の所有及びリース台数」の欄に、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械として合計台数を記載した評価対象建設機械について全て記入すること。

イ 「建設機械の種類」には建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第3号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

（対象となる建設機械）

- ・ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの
 - ・ブルドーザー：自重が3トン以上のもの
 - ・トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
 - ・モーターグレーダー：自重が5トン以上
 - ・ダンプ
 - ・ダンプフルトレーラ
 - ・ダンプセミトレーラ
- } いずれも自動車検査証の車体の形状の欄に記載されており、「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載により、土砂等の運搬が制限されていないこと。
- ・移動式クレーン：つり上げ荷重が3トン以上のもの
 - ・高所作業車：作業床の高さが2メートル以上のもの
 - ・締固め用機械：ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー
 - ・解体用機械：ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
※ベースマシーンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している場合は、ベースマシーンと重複して申請することはできない
 - ・アスファルト・フィニッシャ：自動車検査証の車体の形状の欄に記載されている大型特殊自動車
 - ・不整地運搬車：厚生労働大臣が定める規格に適合するもの

ウ 「バケット容量」の欄には、建設機械の種類がトラクターショベルの場合のみ記載すること。

エ 「自重」の欄には、建設機械の種類がブルドーザー又はモーターグレーダーの場合のみ記載すること。

オ 「つり上げ荷重」の欄には移動式クレーンの場合のみ記載すること。

カ 「作業床高さ」の欄には高所作業車の場合のみ記載すること。

キ 「取得又はリースの別」の欄には、該当する方を○で囲むこと。

ク 「取得年月日、リース開始日及びリース満了日」の欄には、所有の場合は取得年月日、リースの場合はリース開始日及びリース満了日を記載すること。

建設機械保有状況一覧表

審査対象となる建設機械は、申請要領P.53を参照

滝町建設工業株式会社
申請者名 代表取締役 山口 建

審査基準日: 令和7年 10月 31日

番号	建設機械の種類 ※1	製造者名	型式	製造・車体番号	バケット 容量 (単位:m) ※2	自重 (単位:t) ※3	つり上げ 荷重 (単位:t) ※4	作業床高さ (単位:m) ※5	所有 又は リース の別 ※6	取得年月日		直近定期検査 実施年月日	備考
										リース 開始日	リース 満了日		
1	ショベル系掘削機	0000-00000	AA00	●●●-●●●●					所有	H22.4.1		R7.3.1	
									リース				
2	ブルドーザー	0000-00000	BB00	●●●-●●●●		4			所有			R7.3.1	
									リース	R4.4.1	R9.3.31		
3	トラクターショベル	△△△-△△△△	CC△△	0000-00000	1.2				所有	H30.9.1		R7.8.15	
									リース				
4	モーターグレーダー	●●●-●●●●	DD●●	000-00000		6			所有	R7.4.1		新車	
									リース				
5	ダンプ	▲▲▲-▲▲▲▲	FF▲▲	0000-00000					所有			R6.11.15	
									リース	R5.11.30	R10.10.31		
6	ダンプフルトレラ	■●●-■●●●	EE■●	●●●-●●●●					所有	H29.7.15		R7.6.30	
									リース				
7	ダンプセミトレラ	■●●-■●●●	GG●●	●●●-●●●●					所有	H30.9.1		R7.8.15	
									リース				
8	移動式クレーン	000-00000	HHH△△	000-00000				3	所有			R6.12.15	
									リース	R4.1.1	R8.12.31		
9	高所作業車	0000-00000	IOIO	0000-00000				4	所有	R1.12.1		R6.11.20	
									リース				
10	締固め用機械	●●●-●●●●	J						所有	R7.4.1			
11	解体用機械	●●●-●●●●	K										
12	アスファルト・フィニッシャ	△△△-△△△△	L										
13	不整地運搬車	■●●-■●●●	M										
14													
15													

リース契約の提出書類について

① 現行のリース契約が審査基準日から1年7月以上の使用期間を含んでいる場合

【提出書類】

○ リース契約書(現行)

② 現行のリース契約が審査基準日から1年7月以上の使用期間を含んでいないが、契約期間満了後、継続してリース契約を再度行う場合

【提出書類】

○ 自動更新条項のあるリース契約書(現行)

○ 建設機械のリース契約に関する申出書(P54参考)

審査基準日

1年7ヶ月

経費有効期限

①

②

現行リース満了日

… 現行リース契約

… 再リース契約

注 ※1 ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ、ダンプフルトレラ、ダンプセミトレラ、移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、アスファルト・フィニッシャ、不整地運搬車のいずれかを記入すること。

※2 トラクターショベル(バケット容量0.4m以上)の場合のみ記入すること。

※3 ブルドーザー(自重3t以上)の場合又はモーターグレーダー(自重5t以上)の場合のみ記入すること。

※4 移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)の場合のみ記入すること。

※5 高所作業車(作業床の高さが2m以上)の場合のみ記入すること。

※6 「取得又はリースの別」の欄は該当する方を○で囲むこと。また、所有の場合は取得年月日を、リースの場合はリース開始日及び満了日を記入すること。

建設機械のリース契約に関する申出書

山口県知事 様

記載例

営業所の所在地 山口市滝町 1 - 1
許可番号 山口県知事許可 第 9 9 9 9 9 号
商号又は名称 滝町建設工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 山口 建 印
審査基準日 令和 7 年 1 0 月 3 1 日

下記の建設機械について、リース契約が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 ヶ月以内に満了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを行わなかった場合（ただし、廃車等やむを得ないと認められる場合を除く。）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づく監督処分の対象となることを了承します。

製造者名	型式	製造・車体番号	リース期間満了後の取り扱い	リース期間
〇〇〇-〇〇〇〇	HHH△△	〇〇〇-××××	再リース	R4.1.1~R8.12.31
□□□-△△△△	II〇〇	●●●-●●●●	買い取り	R2.12.1~R7.11.30

10 審査手数料貼付書

この用紙はA4で作成し、所定額（P6）の手数料を貼付すること。なお、消印はしないこと。

○山口県収入証紙の場合
(R8.9月末で販売終了、R9.3月末まで使用可)

(用紙 A4)

審査手数料証紙貼付書

申請者 _____

収入証紙貼り付け欄

(収入証紙は消印してはならない。)

○新たな納付方法の場合
(R8.10～)

審査手数料貼付書

申請者 _____

いずれかの項目にチェック☑を入れてください。

☐ 電子納付 受付番号を記入してください

[]

※受付番号は、電子納付時の『送信完了』画面
の他、「申請受付のお知らせ」メール又は「納付完
了のお知らせ」メールに記載されています。

☐ 窓口納付 納付済証を貼り付けてください

貼り付け欄

IV 前企業体実績の承継承認申請

要件に該当する場合に、その承継人が前企業体の実績（完成工事高及び営業年数等）の承継を希望する時は、前企業体実績の承継承認申請を行うことができます。

承継承認の要件や具体的な申請手続については、土木建築事務所に御相談ください。

(本チェックリストは審査時には不要です。申請の準備にご活用ください。)

経営事項審査チェックリスト

提出書類 (詳細は申請要領 P 5 参照)

チェック欄

No	申請書及び添付書類	注意事項	
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【20001】	申請要領 P 9～参照	☐
2	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高【20002】	・申請要領 P 15～参照 ・完成工事高が完成工事高整理表と一致しているか	☐
3	その他の審査項目【20004】	申請要領 P 34～参照	☐
4	技術職員名簿【20005】	申請要領 P 24 参照 (CPD単位の計算方法については P 47 参照)	☐
5	経営状況分析結果通知書【10006】		☐
6	今年度の経営規模等評価等結果通知書の写し	経営規模等評価申請と総合評定値請求を同時に行う場合は不要	☐
7	工事経歴書(2年分又は3年分)【様式第二号】	変更届や業種追加申請等に添付している場合は省略可	☐
8	完成工事高整理表(2年分又は3年分)【山口県様式第1号】	・過去山口県で受審している業種については該当年度省略可 ・申請要領 P 23 参照	☐
9	工事種類別完成工事高付表(2年分又は3年分)【様式第1号】	・申請業種の完成工事高に、申請しない業種の完成工事高を含んでいる場合のみ添付 ・申請要領 P 19～参照	☐
10	技術職員実務経歴調書【山口県様式第2号】	・該当者がおり、記載を省略できない場合のみ添付 ・申請要領 P 33 参照	☐
11	建設機械保有状況一覧表【山口県様式第3号】	・該当者のみ添付 ・申請要領 P 53～参照	☐
12	建設機械のリース契約に関する申出書	・該当者のみ添付 ・申請要領 P 55 参照	☐
13	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	・加入者のみ添付	☐
14	① 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し ② 社団法人等の団体が防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証明する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類	・該当者のみ添付	☐
15	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿【様式第3号】 (常時10名以上の労働者を使用する事業者は、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを添付)	・該当者のみ添付 ・申請要領 P 32 参照	☐
16	監査証明書の写し、会計参与報告書の写し、経理処理の適正を確認した旨の書類	・該当者のみ添付 ・申請要領 P 39～参照	☐
17	CPD単位を取得した技術職員名簿【様式第4号】	・該当者のみ添付 ・申請要領 P 46～参照	☐
18	技能者名簿【様式第5号】	・該当者(CPD単位数又はレベル向上者がいる場合)のみ添付 ・申請要領 P 47～参照	☐

19	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書【様式第6号】	・該当者のみ添付 ・申請要領P49～参照	☐
20	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書【様式第7号】 ※「宣言書」（建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し）を添付	・該当者のみ添付 ・申請要領P51～参照 ※「宣言書」について ・国土交通省が実施する自主宣言制度であるか （自主宣言制度ホームページにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能）	☐
21	直前3年の各事業年度における工事施工金額【様式第三号】	土木工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業を記載する場合は、併せてPC工事、法面処理工事及び鋼橋上部工事も記載されているか	☐
22	直前の審査基準日の経営規模等評価結果通知書の写し	・2年平均完成工事高及び基準決算自己資本で申請する場合は不要 ・省略する場合は申請要領P4～6参照	☐
23	手数料貼付書		☐

持参書類

No	提示書類	審査項目	確認事項
1	建設業許可申請書の控え	・20001のカラム15	☐ 許可を受けている業種（申請時）と審査対象業種を確認
2	毎事業年度終了後の変更届出書の控え（2年分又は3年分） ○工事経歴書 ○直前3年の各事業年度における工事施工金額 ○財務諸表	・20001のカラム04, 17, 18 ・20002のカラム31～34	☐ カラム04が決算日と一致しているか ☐ カラム17が貸借対照表の自己資本額と一致しているか ☐ 営業利益は損益計算書の営業利益と一致しているか ☐ カラム32の各業種の完成工事高が工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額の完成工事高（合算している場合は除く。）と一致しているか ☐ カラム34が損益計算書の完成工事高と一致しているか
3	（総勘定）元帳又は売上帳	・20002のカラム34	☐ 合計が元帳又は売上帳の完成工事高と一致しているか
4	確定申告書の控え（決算報告書を含む。）	・20001のカラム04, 17, 18 ・20002のカラム34	☐ カラム04が決算日と一致しているか ☐ カラム17が貸借対照表の自己資本額と一致しているか ☐ 営業利益が損益計算書の営業利益と一致しているか ☐ カラム34が損益計算書の完成工事高と一致しているか ☐ 前年経営事項審査の受審がない場合は、上記事項を前年について（3年平均の場合は前々年も）確認できるか

5	・消費税及び地方消費税の納税証明書 ・消費税及び地方消費税の確定申告書の控え（免税業者は不要）	・20002のカラム34	☐ 売上高≤課税標準額になっているか ☐ 納付すべき税額＝(10)＋(21)＋(26)になっているか ☐ 前年経営事項審査の受審がない場合は、上記事項を前年について（3年平均の場合は前々年も）確認できるか
6	・中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書類、労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し ・厚生年金基金加入証明書、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する加入証明書又は資産管理運用機関との間の契約書の写し	・20004のカラム42	☐ カラム42が「1」の場合は審査基準日時点で該当の書類があるか（証明日が審査基準日のもの）
7	・（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ・労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し、共済事業を営む者と交わした契約書等	・20004のカラム43	☐ カラム43が「1」の場合は審査基準日時点で該当の書類が ・申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象 ・業務災害と通勤災害のいずれもが対象 ・障害等級1～7級の3条件すべてが対象を満たしているか
8	・えるぼし認定（1～3段階）または、プラチナえるぼし認定を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類）	・20004のカラム48	☐ カラム48に記入されている番号に該当する種類の書類か ☐ 審査基準日以前に認定されているか ☐ 審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされていないか
9	・くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類）	・20004のカラム49	☐ カラム49に記入されている番号に該当する種類の書類か ☐ 審査基準日以前に認定されているか ☐ 審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされていないか
10	・ユースエール認定を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類）	・20004のカラム50	☐ カラム50に「1」が記入されている場合は該当の書類か ☐ 審査基準日以前に認定されているか ☐ 審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされていないか

11	・審査対象営業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合にあってはその決定日を証明する書面の写し ・審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合にあってはその決定日を証明する書面の写し（官報公告の写し等）	・ 20004 のコラム 54	☐ 該当する事実がある場合は、事実を証する書類があるか
12	建設業経理士、公認会計士、及び税理士となる資格を有する者の資格者証及び国土交通大臣が指定する研修を受けた者であることを証するもの並びに、常勤確認書類（標準報酬額の決定を通知する書面等）	・ 20004 のコラム 59～60	☐ 審査基準日時点で記載人数分の資格者証及び国土交通大臣が指定する研修を受けた者であることを証する下記書類があるか ・ 経理士…一財）建設業振興基金の発行する修了証等 ・ 公認会計士…日本公認会計士協会の発行する履修結果通知書、研修受講証明等 ・ 税理士…所属税理士会発行の証明書等 ☐ 常勤が確認できる書類があるか
13	・ 建設機械の売買契約書又はリース契約書 ・ 建設機械に係る特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証の写し又は自動車検査証の写し ・ カタログ ・ 建設機械のリース契約に関する申出書 ※1	・ 20004 のコラム 62 ・ 建設機械保有状況一覧表	☐ カラム 62 が 0 以外の場合、次の①②いずれもあるか ① 売買契約書又はリース契約書 ② 特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証の写し又は自動車検査証の写し ☐ 一覧表に記載がある建設機械は評価対象となる建設機械か ☐ 審査基準日において、定期検査が行われているか ☐ リース契約の場合はリース期間が審査結果の有効期間（審査基準日から 1 年 7 月）を含んでいるか ※1 現行リース契約の満了後、自動更新等により審査基準日から 1 年 7 月以上の使用期間が定められている場合は、契約書に加え「建設機械のリース契約に関する申出書」を確認
14	エコアクション 21 の認証を受けていることが分かる、一財）持続性推進機構による認証・登録証、ISO9001、ISO14001 の認証取得を証明する書類の写し	・ 20004 のコラム 63～65	☐ 審査基準日が有効期間内か ☐ 認証範囲に建設業が含まれているか、一部の支店に限られてないか
15	・ CPD 単位数を証する書面の写し（様式第 4 号を提出する場合） ・ 常勤確認書類（チェックリスト確認書類 19 参照） ・ 技術検定の合格証等	・ 20004 のコラム 46 ・ 20005 の CPD 単位取得数 ・ 様式第 4 号	☐ 証明団体が別表 18（P. 48）に該当するか ☐ 証明期間が審査基準日の属する事業年度の開始の日～審査基準日か（様式第 4 号を提出する場合） ☐ 記載人数分の合格証明等があるか

16	・レベル判定通知書又はレベル判定日の分かる資料 ・作業員名簿 (技術職員名簿と様式第4号に記載する者以外について) ・常勤確認書類(チェックリスト確認書類19参照)	・20004のカラム47 ・様式第5号	☐ CPD単位取得又はレベル向上者数がある場合、様式第5号が添付されているか ☐ レベル向上の有無が「有り」の場合、レベル判定日は審査基準日以前3年以内のものか ☐ 作業員名簿で氏名、生年月日及び年齢・職種、医療保険、年金及び雇用保険等の加入等の状況を確認できるか ☐ 技能者数が、審査基準日時点で稼働している工事に係る作業員名簿に記載される者の数以上になっているか
17	・常勤確認書類(チェックリスト確認書類19参照) ・技術職員の有する免許証、合格証明書等(原本又は写し) ・監理技術者資格者証の写し ・監理技術者講習終了証の写し ・登録基幹技能者講習終了証の写し	・20005 ・技術職員実務経歴調書	《免許証、合格証明書等について》 今回の審査基準日直前の審査基準日における経営事項審査(以下、前回という。)を受審している場合、以下の者のみ ①今回の技術職員名簿から新たに掲載された者 ②前回の技術職員名簿から有資格コードを変更する者 ③有効期間の確認が必要な資格を有する者 (例:基幹技能者(コード064)、大臣の認定により資格を有する者(コード003)) ☐省略できる者以外の免許証、合格証明等があるか ☐実務経験を要する有資格については、記載を省略できる者以外について、技術職員実務経歴調書を作成しているか
18	・請負契約書、注文書、請書等(上位3件)	・完成工事高整理表	☐ 完成工事高整理表に記載された工期や金額等が請負契約書等と一致しているか (上記内容が確認できない場合は追加資料を求めることがあります。) ☐ 業種区分に誤りがないか
19	①のいずれか一つ及び② ① 常勤性の確認 ・健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬額の決定を通知する書面 ※2 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・住民税特別徴収税額通知書の写し ②賃金(給与)台帳	・6ヵ月を超える恒常的雇用関係の証明	☐ 審査基準日時点で6ヵ月を超える(6ヵ月と1日以上)恒常的な雇用関係が賃金台帳等で確認できるか ※2後期高齢者等については厚生年金保険70歳以上被用者該当届の写し又は厚生年金保険70歳以上算定基礎届の写し